

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奈良県奈良市長

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、転入等の届出の受理及び報告並びに裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理並びに保険料免除、納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理等を行う法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	国保年金システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	I-3 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年3月30日	I-1 ③ システムの名称	国保年金システム	国保年金システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	公表日	平成28年3月30日	平成29年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	公表日	平成29年3月31日	平成30年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-4-①実施の有無	実施する	未定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、47、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、84、87、91、92、94、98、99、100、102、103、118、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第47項、第48項、第49項、第50項	情報連携の時期は未定である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-5-①部署	保健福祉部保険医療室国保年金課	福祉部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-5-②所属長	国保年金課長 福井 康隆	国保年金課長 稲垣敏浩	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	評価実施機関名	奈良市長	奈良県奈良市長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	公表日	平成30年3月31日	平成31年3月29日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	I-5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 稲垣 敏浩	②所属長の役職名 課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規追加)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IVリスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規追加)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策－7. 特定個人情報情報の保管・消去 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策－8. 監査 実施の有無	(新規追加)	内部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策－9. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発	(新規追加)	十分に行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年5月1日	公表日	平成31年3月29日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-1-②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、転入等の届出の受理及び報告並びに裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理並びに保険料免除、若年者納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理等を行う法定受託事務である。	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、転入等の届出の受理及び報告並びに裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理並びに保険料免除、納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理等を行う法定受託事務である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。